

平戸市介護職人材確保支援事業実施要綱の一部を改正する告示

平戸市介護職人材確保支援事業実施要綱（平成 30 年平戸市告示第 78 号）の一部を次のように改正する。

別表交付要件及び交付額の欄を次のように改める。

- | |
|--|
| <p>(1) 新規雇用
介護サービス事業所に介護職の正規職員として雇用された満 25 歳以下の者に就職準備金 5 万円を交付する。</p> <p>(2) 資格加算
(1)の者で介護職員初任者研修、実務者研修又は、介護福祉士資格取得者の場合は、5 万円を追加交付する。</p> <p>(3) 継続雇用
(1)の交付を受けた者で、同一の介護サービス事業者で介護職として引き続き 3 年間勤務した者へ 10 万円を交付する。</p> <p>(4) 在職資格
(1)の交付を受けた者を除き、介護サービス事業所に介護職として 3 年以上在職する者で、申請年度において介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は介護支援専門員の資格を取得した者へ 10 万円を交付する。</p> |
|--|

附 則

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。